

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第13回）議事概要

平成18年9月12日実施（札幌地域委員会庶務）

- 1 日時 9月12日午前10時（午前10時55分閉会）
- 2 場所 札幌高等裁判所5階第1中会議室
- 3 出席者
 - （委員長）都築 弘（地裁所長）
 - （委員）後藤 徹（弁護士）、川端伸也（地検検事正）、長井敬子（人権擁護委員）、吉田克己（大学教授）
 - （庶務）甲斐札幌高裁総務課長、早坂札幌高裁総務課課長補佐
 - （説明者）甲斐札幌高裁事務局長
- 4 議題
 - (1) 報告
 - (2) 協議
 - ア 平成19年上半期における判事の再任候補者に関する情報収集の在り方について
 - イ 平成18年10月に司法修習を終える司法修習生からの判事補任命候補者の情報収集の在り方について
- 5 議事
 - (1) 報告
 - 庶務（甲斐課長）から、長井委員及び吉田委員が再任されたこと、説明者として当地域委員会に出席している裁判官人事担当者が交代したこと、庶務を担当する総務課課長補佐が交代したこと、第21回及び第22回の各下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事概要について、それぞれ報告が行われた。
 - (2) 協議
 - ア 庶務（甲斐課長）から、9月8日付けで送付のあった指名諮問委員会からの通知に基づく指示の内容についての報告と指名候補者の名簿等が提示され

た。

イ 平成19年2月から9月までの判事の再任候補者についての情報収集の在り方について協議した結果、指名候補者が所属する又は所属していた裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長に宛てて庶務から審議資料として示された周知依頼文案（審議資料1から6まで）の書面を送付して、情報の提供を受けることとされた。

なお、札幌地家裁に対応する周知先に対する周知依頼文書について、札幌地家裁では、所属する裁判官の人数が多いので、周知文書に添付する「裁判官指名候補者名簿」に配属部や在職期間などの情報も入れてもらいたいとの意見が出され、札幌地家裁に対応する周知先に対する周知依頼文書に添付する「裁判官指名候補者名簿」に配属部及び在職期間を付記することとなった。

ウ 提供された情報については、各委員は、庶務からの連絡を受け、随時、閲覧することとなった。

エ 提供された情報について調査を要する場合には、委員長と委員長代理の協議により、調査方法及び委員会招集の必要性についての判断を行うこと、また、提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合には委員会を招集することが確認された。

オ 10月に司法修習を終える司法修習生からの判事補任命候補者に関する情報収集については、指名諮問委員会の協議結果のとおり、当地域委員会として、情報収集は行わないが、特段の情報が寄せられた場合には、それを指名諮問委員会に送付することとされた。

カ 委員から、当地域委員会の活性化という面からも、裁判官指名候補者に関する情報を多く収集するための方策について、当地域委員会で意見交換を行ってはどうかとの意見が出された。

(3) 次回開催予定

第14回の札幌地域委員会を11月6日午前11時に開催することが確認された。

平成18年9月20日

地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 都 築 弘

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成19年2月から9月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成18年10月20日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

(名簿添付省略)

平成18年9月20日

護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 都 築 弘

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成19年2月から9月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへ配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成18年10月20日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏

名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（名簿添付省略）

審議資料 3 及び審議資料 5 は審議資料 1 と，審議資料 4 及び審議資料 6 は審議資料 2 と，それぞれ名宛て人が異なるだけで，同一内容につき，添付省略